

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	新居浜市大島地区地域水産業再生委員会
代表者名	合田 功

再生委員会の構成員	新居浜市大島漁業協同組合、新居浜市
オブザーバー	東予地方局水産課

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p><b>【範囲】</b> 愛媛県新居浜市大島地域</p> <p><b>【漁業の種類】</b></p> <table> <tr> <td>小型機船底びき網漁業</td> <td>17 経営体</td> </tr> <tr> <td>サワラ流し網漁業</td> <td>4 経営体</td> </tr> <tr> <td>たこつぼ漁</td> <td>4 経営体</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4 経営体</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29 経営体 (漁業者 29名)</td> </tr> </table>	小型機船底びき網漁業	17 経営体	サワラ流し網漁業	4 経営体	たこつぼ漁	4 経営体	その他	4 経営体	計	29 経営体 (漁業者 29名)
小型機船底びき網漁業	17 経営体										
サワラ流し網漁業	4 経営体										
たこつぼ漁	4 経営体										
その他	4 経営体										
計	29 経営体 (漁業者 29名)										

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

新居浜市大島地区は、瀬戸内海中央部である燧灘に面しており、遠浅の地形を生かした漁法である小型機船底びき網漁業を中心として、サワラ流し網漁業やたこつぼ漁等、漁業を主要な産業とする新居浜市唯一の離島である。

かつては、のり養殖業、船びき網漁業、小型定置網漁業等、多様な漁業が営まれ、年間水揚高は7～8億円に達することもあった。しかし現在は、のり養殖業及び船びき網漁業は漁獲量の減少により廃業、小型定置網漁業も後継者がいないことから廃業している。さらに、漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰といった三重苦に加え、漁業者の高齢化による出漁日数の減により、当地区の年間水揚高は1億2千万円程度にまで低迷しており、漁業者数（漁協正組合員数）は29名と最盛期の3分の1にまで減少している。また、漁業者のうち半数以上が高齢者であり、新規に漁業者となる者も少なく、今後さらなる減少が予想される。

このような状況を踏まえ、漁協では一時的な豊漁で価格が下がる魚種を定価で買取る等、鮮魚の水揚金額を増加させる努力をしてきた。しかし、平成28年度の水揚高は前年と比較して10%以上の大幅な減少となっており、漁業者の出漁意欲を衰退させると共に、漁業経営は危機的な状況となっている。

(2) その他の関連する現状等

当地区は本土から約1.2km、市営渡海船で約15分の離島であり、生活環境が不便であることから島を離れる漁業者が相次ぎ、人口減少や高齢化が進んでいる。また、主要な産業は漁業であることから、地域の活性化には漁業者の所得を増大させ漁業の振興を図ることが最優先課題である。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

漁協及び全漁業者は、以下の基本方針に基づき、所得向上に向けた取組みを行う。

1 漁業収入向上のための取組み

新居浜市大島地区の全漁業者及び漁協は、漁業収入を向上させる手段として、一時的に多獲される魚の販路開拓及び鮮度品質の統一・改善により下落する価格の回復を図ると共に、活魚出荷及び神経締めによる付加価値の向上を図る等、当地区における漁業の活性化に向けた取組みを行い、新居浜市唯一の離島である「新居浜の大島」というブランドづくりを推進する。

(1) 一時的に多獲される魚の販路開拓

当地区において主な漁法である小型機船底びき網漁業及びサワラ流し網漁業においては、時期による漁獲量の差が大きく、特定の魚種が一時的に大量に水揚げされ、価格が大幅に下落することがある。このことから、漁協では、既存の仲買人向けの出荷以外にも、新たな販売先を開拓し、大量水揚げ時に漁協が当該販売先に当該漁獲物の一部を買上出荷することで、値崩れを起こしていた魚種の価格を維持し所得向上に繋げる。

(2) 鮮度品質の統一・改善

同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、施氷方法を始めとする水揚げ後の取扱いに差があることから、同じ魚種でも価格に違いが生じることがある。このことから、漁業者は水揚げ後の取扱い方法の高価格が得られるものへの統一を図る。また、漁協が海水シャーベット製造機を導入し、鮮度維持を徹底することにより、漁獲物全体の価格底上げを図ることで所得向上に繋げる。

(3) 活魚出荷体制の強化

当地区において水揚げされた漁獲物は、ごく一部を除き鮮魚形態での出荷がメインとなっているが、漁協では活魚形態での出荷を強化することにより、価値の向上を図り所得向上に繋げる。

(4) 神経締めによる「新居浜の大島」ブランドの確立

タイ、スズキ、ヒラメのほか、神経締めにより価値が向上する魚種については、漁業者が神経締めを確実に実施できるよう研修を行うと共に、再生委員会メンバーによって規格を定め、「新居浜の大島」というブランドを確立する。

2 漁業コスト削減のための取組み

(1) 省燃料活動や減速航行によるコストダウン

漁協は全漁業者に対し、減速航行の実施を徹底して指導すると共に、その効果についても把握を行う。

(2) 船底清掃の定期的な実施及び不要物の陸揚げ

全漁業者は、船底清掃を定期的な実施すると共に、使用しない時期がある漁具を船から降

るすことで燃料経費の節減を図る。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

愛媛県漁業調整規則により、採捕できる水産生物の体長制限や採捕禁止期間を設けている。  
また、広域漁業調整委員会指示により、サワラ流し網漁業の目合い制限と禁漁期間を設けている。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成30年度）漁業所得を基準年より5.0%向上する

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得の0.5%を向上する。</p> <p>1 一時的に多獲される魚の販路開拓 漁協は、一時的に多獲されたために価格が下がる漁獲物（サワラ・スズキ・コチ・ゲタ）に関し、出荷先の分散・多様化により安定した価格での出荷を可能とし、もって、漁業者が安心して出漁できる体制を整えるべく、県外向けの販売先の新規開拓を行う。なお、初年度である当年度においては、開拓した販売先に対し、基準年における漁獲量の10%（5年目の目標である50%に向けて設定）を基準年価格10%アップで販売することを目標とする。 ○所得向上額 251千円* / 基準年所得金額 48,984千円 = 0.5% *所得向上額 = サワラ等漁獲量（4魚種）× 10% × サワラ等単価（4魚種）× 10% = 251千円</p> <p>2 鮮度品質の統一・改善に向けた準備 同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、漁獲物の水揚げ後の取扱いに違いがあることから、漁協で漁法・漁獲時間帯別による分類を行い、これら漁法等の違いによる鮮度劣化等の違いを把握・分析する。また、施氷方法による鮮度劣化の違いや鮮度向上についても把握・分析し、漁獲物の水揚げ後の取扱い方法の改善のための取組みについて、再生委員会内で検討を行う。</p> <p>3 活魚出荷体制の強化に向けた準備 漁協は、活魚での出荷により価値の向上が見込める魚種（ハモ、アコウ、タコ、タイ、ガザミ）については、近隣漁協と調整し共同出荷に向けた準備・検討を行う。初年度においては、県外向けのハモの活魚出荷を試験的に実施する。</p> <p>4 ブランド化に向けた準備 漁協は、当地区で水揚げされる代表的な魚種であるタイについて、正確な神経締め方法及びブランド化に向けた規格、出荷先について検討を行うと共に、再生委員会の代表メンバーで研修会を実施し、各漁業者へ指導ができる体制を整える。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により燃油経費を11.1%削減することで、漁業所得の4.5%の向上に繋げる。 全漁業者は、航行時の抵抗削減を目的に、これまで年間2回だった船底清</p>

	<p>掃を4回実施し、漁場往復時の減速航行の徹底や係留中の機関停止、船上の不要物の陸揚げにより、燃油使用の削減に取り組む。</p> <p>○所得向上額 2,211 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 4.5%</p> <p>* 所得向上額 = 燃油費削減額 = 燃油消費量 × 11.1% × 燃油単価 = 2,211 千円</p>
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築事業

2年目（平成31年度）漁業所得を基準年より5.9%向上する

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得の1.4%を向上する。</p> <p>1 一時的に多獲される魚の販路開拓</p> <p>漁協は、一時的に多獲されたために価格が下がる漁獲物（サワラ・スズキ・コチ・ゲタ）に関し、出荷先の分散・多様化により安定した価格での出荷を可能とし、もって、漁業者が安心して出漁できる体制を整えるべく、県外向けの販売先の新規開拓を行う。なお、当年度においては、開拓した販売先に対し、基準年における漁獲量の20%（最終年度の目標である50%に向けて設定）を基準年価格10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 503 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 1.0%</p> <p>* 所得向上額 = サワラ等漁獲量（4魚種） × 20% × サワラ等単価（4魚種） × 10% = 503 千円</p> <p>2 鮮度品質の統一・改善に向けた準備</p> <p>同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、漁獲物の水揚げ後の取扱いに違いがあることから、漁協で漁法・漁獲時間帯別による分類を行い、これら漁法等の違いによる鮮度劣化等の違いを継続して把握・分析すると共に、同一の漁法で漁獲される魚種については、漁協は、漁業者の違いに関わらず同一の品質が確保されるよう周知・指導を行う。</p> <p>また、前年度に引き続き施氷方法による鮮度劣化の違いや鮮度向上についても把握・分析し、漁獲物の水揚げ後の取扱い方法の改善のための取組みについて、再生委員会内で検討を行う。</p> <p>3 活魚出荷体制の強化</p> <p>漁協は、前年度の検討結果を踏まえ、活魚での出荷により価値の向上が見込める魚種（ハモ、アコウ、タコ、タイ、ガザミ）について、近隣漁協と調整し関西方面への共同出荷を本格的に実施する。なお、当年度においては、基準年における漁獲量の12.5%（最終年度の目標値である50%に向けて設定）を基準年価格10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 163 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 0.3%</p> <p>* 所得向上額 = ハモ等漁獲量（5魚種） × 12.5% × ハモ等単価（5魚種） × 10% = 163 千円</p> <p>4 ブランド化に向けた準備</p> <p>漁協は、当地区で水揚げされる代表的な魚種であるスズキ、ヒラメについて、正確な神経締め方法及びブランド化に向けた規格、出荷先について検討</p>
--------------	---

	を行うと共に、再生委員会の代表メンバーによる漁業者向けの技術指導を実施する。
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により燃油経費を 11.1%削減することで、漁業所得の 4.5%の向上に繋げる。</p> <p>全漁業者は、航行時の抵抗削減を目的に、これまで年間 2 回だった船底清掃を 4 回実施し、漁場往復時の減速航行の徹底や係留中の機関停止、船上の不要物の陸揚げにより、燃油使用の削減に取り組む。</p> <p>○所得向上額 2,211 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 4.5%</p> <p>* 所得向上額 = 燃油費削減額 = 燃油消費量 × 11.1% × 燃油単価 = 2,211 千円</p>
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築等事業

3 年目（平成 3 2 年度）漁業所得を基準年より 9.3%向上する

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得の 4.8%を向上する。</p> <p>1 一時的に多獲される魚の販路開拓</p> <p>漁協は、一時的に多獲されたために価格が下がる漁獲物（サワラ・スズキ・コチ・ゲタ）に関し、出荷先の分散・多様化により安定した価格での出荷を可能とし、もって、漁業者が安心して出漁できる体制を整えるべく、県外向けの販売先の新規開拓を行う。なお、当年度においては、開拓した販売先に対し、基準年における漁獲量の 30%（最終年度の目標である 50%に向けて設定）を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 754 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 1.5%</p> <p>* 所得向上額 = サワラ等漁獲量（4 魚種） × 30% × サワラ等単価（4 魚種） × 10% = 754 千円</p> <p>2 鮮度品質の統一・改善</p> <p>同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、漁獲物の水揚げ後の取扱いに違いがあることから、漁協で漁法・漁獲時間帯別による分類を行い、これら漁法等の違いによる鮮度劣化等の違いを継続して把握・分析すると共に、同一の漁法で漁獲される魚種については、漁協は、漁業者の違いに関わらず同一の品質が確保されるよう周知・指導を行う。</p> <p>また、前年度までに検討を行った結果を元に、漁協で海水シャーベット製造機を導入し、鮮度劣化を最小限に抑える使用方法や、最適な発送方法について再生委員会内で検討を行う。</p> <p>なお、基準年における全体漁獲量の 10%を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 1,173 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 2.4%</p> <p>* 所得向上額 = 全魚種漁獲量 × 10% × 全魚種平均単価 × 10% = 1,173 千円</p> <p>3 活魚出荷体制の強化</p> <p>漁協は、活魚での出荷により価値の向上が見込める魚種（ハモ、アコウ、タコ、タイ、ガザミ）について、近隣漁協と調整し関西方面への共同出荷を継続して実施する。なお、当年度においては、基準年における漁獲量の 25%</p>
--------------	--

	<p>(最終年度の目標値である 50%に向けて設定) を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 325 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円=0.7%</p> <p>*所得向上額=ハモ等漁獲量(5 魚種)×25%×ハモ等単価(5 魚種)×10% =325 千円</p> <p>4 神経締めの実施及び対象魚種の拡大</p> <p>漁協は、神経締めを行ったタイ、スズキ、ヒラメを関東方面へ出荷すると共に、他にも神経締めを行うことにより出荷先における価格差が向上する魚種を把握する。</p> <p>なお、当年度においては、タイについては基準年における漁獲量の 3% (最終年度の目標値である 10%に向けて設定) を基準年価格 60%アップ、スズキについては基準年における漁獲量の 3% (最終年度の目標値である 10%に向けて設定) を基準年価格 35%アップ、ヒラメについては基準年における漁獲量の 6% (最終年度の目標値である 20%に向けて設定) を基準年価格 25%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 77 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円=0.2%</p> <p>*所得向上額=タイ等漁獲量(3 魚種)×3~6%×タイ等単価(3 魚種)×25~60%=77 千円</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により燃油経費を 11.1%削減することで、漁業所得の 4.5%の向上に繋げる。</p> <p>全漁業者は、航行時の抵抗削減を目的に、これまで年間 2 回だった船底清掃を 4 回実施し、漁場往復時の減速航行の徹底や係留中の機関停止、船上の不要物の陸揚げにより、燃油使用の削減に取り組む。</p> <p>○所得向上額 2,211 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円=4.5%</p> <p>*所得向上額=燃油費削減額=燃油消費量×11.1%×燃油単価=2,211 千円</p>
活用する支援措置等	<p>漁業経営セーフティネット構築等事業</p> <p>浜の活力再生交付金(海水シャーベット製造機)</p>

4 年目 (平成 33 年度) 漁業所得を基準年より 10.3%向上する

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得の 5.8%を向上する。</p> <p>1 一時的に多獲される魚の販路開拓</p> <p>漁協は、一時的に多獲されたために価格が下がる漁獲物(サワラ・スズキ・コチ・ゲタ)に関し、出荷先の分散・多様化により安定した価格での出荷を可能とし、もって、漁業者が安心して出漁できる体制を整えるべく、県外向けの販売先の新規開拓を行う。なお、当年度においては、開拓した販売先に対し、基準年における漁獲量の 40% (最終年度の目標である 50%に向けて設定) を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 1,006 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円=2.1%</p> <p>*所得向上額=サワラ等漁獲量(4 魚種)×40%×サワラ等単価(4 魚種)×10%=1,006 千円</p>
--------------	---

	<p>2 鮮度品質の統一・改善</p> <p>同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、漁獲物の水揚げ後の取扱いに違いがあることから、漁協で漁法・漁獲時間帯別による分類を行い、これら漁法等の違いによる鮮度劣化等の違いを継続して把握・分析すると共に、同一の漁法で漁獲される魚種については、漁協は、漁業者の違いに関わらず同一の品質が確保されるよう周知・指導を行う。</p> <p>また、導入した海水シャーベット製造機により、鮮度劣化を最小限に抑える施氷を行い、鮮魚出荷における品質向上を図る。</p> <p>なお、基準年における全体漁獲量の10%を基準年価格10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 1,173 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 2.4%</p> <p>*所得向上額 = 全魚種漁獲量 × 10% × 全魚種平均単価 × 10% = 1,173 千円</p> <p>3 活魚出荷体制の強化</p> <p>漁協は、活魚での出荷により価値の向上が見込める魚種（ハモ、アコウ、タコ、タイ、ガザミ）について、近隣漁協と調整し関西方面への共同出荷を継続して実施する。なお、当年度においては、基準年における漁獲量の37.5%（最終年度の目標値である50%に向けて設定）を基準年価格10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 488 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 1.0%</p> <p>*所得向上額 = ハモ等漁獲量（5魚種） × 37.5% × ハモ等単価（5魚種） × 10% = 488 千円</p> <p>4 神経締めの実施及び「新居浜の大島」ブランドづくりの推進</p> <p>漁協は、神経締めを行ったタイ、スズキ、ヒラメを関東方面へ出荷すると共に、「新居浜の大島」で捕れた魚としてのブランドづくりを推進する。</p> <p>また、漁業者は、タイ、スズキ、ヒラメ以外にも神経締めにより価値の向上が見込める魚種については、継続して神経締めを実施すると共に、漁協は、販売先の新規開拓に努めるものとする。</p> <p>なお、当年度においては、タイについては基準年における漁獲量の6%（最終年度の目標値である10%に向けて設定）を基準年価格60%アップ、スズキについては基準年における漁獲量の6%（最終年度の目標値である10%に向けて設定）を基準年価格35%アップ、ヒラメについては基準年における漁獲量の12%（最終年度の目標値である20%に向けて設定）を基準年価格25%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 154 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 0.3%</p> <p>*所得向上額 = タイ等漁獲量（3魚種） × 6~12% × タイ等単価（3魚種） × 25~60% = 154 千円</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により燃油経費を11.1%削減することで、漁業所得の4.5%の向上に繋げる。</p> <p>全漁業者は、航行時の抵抗削減を目的に、これまで年間2回だった船底清掃を4回実施し、漁場往復時の減速航行の徹底や係留中の機関停止、船上の不要物の陸揚げにより、燃油使用の削減に取り組む。</p> <p>○所得向上額 2,211 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 4.5%</p>

	* 所得向上額＝燃油費削減額＝燃油消費量×11.1%×燃油単価＝2,211 千円
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築等事業

5 年目（平成 34 年度）漁業所得を基準年より 11.3%向上する

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業所得の 6.8%を向上する。</p> <p>1 一時的に多獲される魚の販路開拓  漁協は、一時的に多獲されたために価格が下がる漁獲物（サワラ・スズキ・コチ・ゲタ）に関し、出荷先の分散・多様化により安定した価格での出荷を可能とし、もって、漁業者が安心して出漁できる体制を整えるべく、県外向けの販売先の新規開拓を行う。なお、最終年度である当年度においては、開拓した販売先に対し、基準年における漁獲量の 50%を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 1,257 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円＝2.6% * 所得向上額＝サワラ等漁獲量（4 魚種）×50%×サワラ等単価（4 魚種）×10%＝1,257 千円</p> <p>2 鮮度品質の統一・改善  同じ大島漁協に所属する漁業者の中でも、漁獲物の水揚げ後の取扱いに違いがあることから、漁協で漁法・漁獲時間帯別による分類を行い、これら漁法等の違いによる鮮度劣化等の違いを継続して把握・分析すると共に、同一の漁法で漁獲される魚種については、漁協は、漁業者の違いに関わらず同一の品質が確保されるよう周知・指導を行う。</p> <p>また、導入した海水シャーベット製造機により、鮮度劣化を最小限に抑える施氷を行い、鮮魚出荷における品質向上を図る。</p> <p>なお、基準年における全体漁獲量の 10%を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 1,173 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円＝2.4%  * 所得向上額＝全魚種漁獲量×10%×全魚種平均単価×10%＝1,173 千円</p> <p>3 活魚出荷体制の強化  漁協は、活魚での出荷により価値の向上が見込める魚種（ハモ、アコウ、タコ、タイ、ガザミ）について、近隣漁協と調整し関西方面への共同出荷を継続して実施する。なお、最終年度である当年度においては、基準年における漁獲量の 50%を基準年価格 10%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 650 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円＝1.3%  * 所得向上額＝ハモ等漁獲量（5 魚種）×50%×ハモ等単価（5 魚種）×10%＝650 千円</p> <p>4 神経締めによる「新居浜の大島」ブランドの確立  漁協は、神経締めを行ったタイ、スズキ、ヒラメを継続して関東方面へ出荷することで知名度の向上を図り、「新居浜の大島」ブランドを確立する。</p>
--------------	---



	<p>また、漁業者は、タイ、スズキ、ヒラメ以外にも神経締めにより価値の向上が見込める魚種については、継続して神経締めを実施すると共に、漁協は、販売先の新規開拓に努めるものとする。</p> <p>なお、最終年度である当年度においては、タイについては基準年における漁獲量の10%を基準年価格60%アップ、スズキについては基準年における漁獲量の10%を基準年価格35%アップ、ヒラメについては基準年における漁獲量の20%を基準年価格25%アップで販売することを目標とする。</p> <p>○所得向上額 256 千円* / 基準年所得金額 48,984 千円 = 0.5%</p> <p>* 所得向上額 = タイ等漁獲量 (3 魚種) × 10~20% × タイ等単価 (3 魚種) × 25~60% = 256 千円</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により燃油経費を 11.1%削減することで、漁業所得の 4.5%の向上に繋げる。</p> <p>全漁業者は、航行時の抵抗削減を目的に、これまで年間2回だった船底清掃を4回実施し、漁場往復時の減速航行の徹底や係留中の機関停止、船上の不要物の陸揚げにより、燃油使用の削減に取り組む。</p> <p>○所得向上額 2,211 千円 / 基準年所得金額 48,984 千円 = 4.5%</p> <p>* 所得向上額 = 燃油費削減額 = 燃油消費量 × 11.1% × 燃油単価 = 2,211 千円</p>
活用する支援措置等	漁業経営セーフティネット構築等事業

(4) 関係機関との連携

<p>近隣漁協と新規出荷先の一部共有化や出荷物の融通を行うことにより、双方の利益を向上させる。</p>
---

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度	漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築等事業	・燃油高騰の影響緩和が図られることで、浜の活力再生プランの効果が高められる。

浜の活力再生交付金 事業	・海水シャーベット製造機を導入し、素早く均一に漁獲物の芯温を下げる ことにより、さらなる鮮度の向上を図る。
-----------------	--

※関連事業は、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載したものであり、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。